

上尾市文化センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月24日

上尾市長 島山 稔

上尾市規則第62号

上尾市文化センター管理規則の一部を改正する規則

上尾市文化センター管理規則（平成15年上尾市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「及び楽屋」を「、楽屋及びホワイエ」に、「又はリハーサル室」を「、リハーサル室又はホワイエ」に改め、同項第2号中「及びホワイエ」を削り、「又はリハーサル室」を「、リハーサル室又はホワイエ」に改める。

第5条第1項中「定めるところに」を「定めるところ」に改める。

別表その他の部拡声装置（101・302・304用）の項の次に次のように加える。

拡声装置（ホワイエ用）	一式	3,900円	
演台、司会台、花台（ホワイエ用）	一式	750円	

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の上尾市文化センター管理規則（以下「新規則」という。）第2条第2項第1号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行うホール、リハーサル室、楽屋、ホワイエ及び集会室の利用（集会室の利用にあつては、ホール、リハーサル室又はホワイエの利用に係る控室として利用する場合に限る。）の許可に係る申請から適用し、施行日前に行うホール、リハーサル室、楽屋及び集会室の利用（集会室の利用にあつては、ホール又はリハーサル室の利用に係る控室として利用する場合に限る。）の許可に係る申請については、なお従前の例による。

- 3 新規則第2条第2項第2号の規定は、施行日以後に行う多目的室及び集会室の利用（集会室の利用にあつては、ホール、リハーサル室又はホワイエの利用に係る控室以外の目的に利用する場合に限る。）の許可に係る申請から適用し、施行日前に行う多目的室、ホワイエ及び集会室の利用（集会室の利用にあつては、ホール又はリハーサル室の利用に係る控室以外の目的に利用する場合に限る。）の許可に係る申請については、なお従前の例による。
- 4 新規則別表の規定は、施行日以後の附属設備の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の附属設備の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。